

○河北郡市広域事務組合会計年度任用職員の任用に関する規則

制定 令和2年4月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 任命権者は、職務内容、期間、職場の実態等を考慮し、業務遂行上必要があると認めるときは会計年度任用職員を任用することができる。

2 前項の規定による任用は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により行うものとする。

3 前項の選考は、公募（インターネットの利用、公共職業安定所への求人申込み等）による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職（以下「当該職」という。）に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象にする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いと任命権者が認める場合

4 選考の方法は、面接、経歴評定その他の適宜の能力実証の方法によることができる。

5 第3項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、2回を上限とする。ただし、新たな人材の確保が困難であり、かつ、当該会計年度任用職員の退職によって職務上著しい支障が生ずることが予想される場合には、後任者が決定するまでの間、再度任用することができる。

6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

(1) 現任期中における人事評価及び勤務実績に基づく能力の実証の結果が良好であること。

(2) 現任期の末日の時点において法第28条第2項の規定による休職中でないこと。ただし、同項第1号に規定する者については、その現任期の満了するときにおいて、当該現任期の満了後おおむね2月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することができる見込みがあると認められる場合は、この限りでない。

(3) 現任期中に法第29条に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(会計年度任用職員の登録)

第3条 任命権者は、前条第2項の者の中から次に掲げる要件を備える者を会計年度任用職員登録名簿に登録するものとする。

(1) 職務の遂行に必要な知識及び技能又は資格・免許を有している者

(2) 健康で、組合の事業に積極的に寄与する意欲を有している者

(3) 法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

2 理事会は、前項の規定に関わらず、次項に規定する場合における会計年度任用

職員としての任用を希望する者の公募をし、登録するものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に登録された者の中から当該職務を行うに適した者を選定し、その都度選考することができる。

- (1) 任期が2月以内であること。
- (2) 1週間当たりの勤務時間が20時間未満であること。
- (3) 職務の内容が補助的なものであること。

(任用期間及び更新)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任用期間が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(任用手続)

第5条 会計年度任用職員の任用を必要とする所属長は、会計年度任用職員任用申請書(様式第1号)を任命権者に提出するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による申請に基づき任用を決定したときは、任用通知書(様式第2号)及び辞令書を被任用者に交付するものとする。

3 任命権者は、被任用者から誓約書(様式第3号)を徴して任用するものとする。

(条件付採用)

第6条 会計年度任用職員の採用は、法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、条件付採用とする。

2 条件付採用の期間は、採用した日から起算して1月とし、その期間職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

(服務)

第7条 会計年度任用職員の服務は、一般職の職員の例による。ただし、法第38条第1項に規定する営利企業への従事等の制限については、次項の会計年度任用職員を除く。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員は、法第28条第1項に規定する営利企業に従事等をしようとする場合は、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(分限)

第8条 会計年度任用職員の分限は、地方公務員法及び河北郡市広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年河北郡市広域事務組合条例第8号)の規定の例による。

(懲戒)

第9条 会計年度任用職員の懲戒は、地方公務員法及び河北郡市広域事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成16年河北郡市広域事務組合条例第7号)の規定の例による。

(退職)

第10条 会計年度任用職員は、任用期間が満了したとき又は死亡したときは退職又は解職するものとする。

2 会計年度任用職員は、任期の途中において退職しようとするときは、その退職しようとする日から30日前までに退職願を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。

3 1月を超えて引き続き任用されるに至った会計年度任用職員を第6条の規定により解職しようとするときは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき少なくとも30日前に解職の予告を行わなければならない。ただし、労働基準法第20条ただし書による場合は、この限りでない。

（健康診断等）

第11条 会計年度任用職員（勤務時間が週20時間未満の者は除く。）には、常勤職員に準じて健康診断及びストレスチェックを実施する。

（社会保険等）

第12条 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

（公務災害補償）

第13条 会計年度任用職員が公務上又は通勤途上において災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者を除き、河北郡市広域事務組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年河北郡市広域事務組合条例第2号）を適用する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

会計年度任用職員等任用申請書

課長 _____ 印

次のとおり会計年度任用職員等を任用したいので申請します。

職 種		配属先	
任 用 人 数			
任 用 形 態	会計年度任用職員 ・ 任期付職員（フルタイム・パートタイム）		
任 用 理 由			
職 務 内 容			
任用 予定者	住 所		
	氏 名	生年月日	男・女
	資 格	(資格を必要とする者のみ記入)	
任 用 条 件	任 用 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
	勤 務 時 間	曜日から	曜日まで： 時 分～ 時 分
		曜日	: 時 分～ 時 分
報 酬	基本報酬	時間額・月額	円
そ の 他			

様式第2号（第5条関係）

会計年度任用職員任用通知書

年 月 日

様

（任命権者）



あなたを次の勤務条件等により、会計年度任用職員に任用します。

任用期間	年 月 日から 年 月 日まで (条件付採用期間： 年 月 日から 年 月 日まで)
再度の任用	選考等の能力実証を行ったうえで、再度任用する場合があります。
勤務場所	
職務内容	
勤務日	(ただし、)
勤務時間	1 1週間当たりの勤務時間 時間 分 時 分から 時 分まで (うち休憩時間 分) (ただし、) 2 時間外勤務 有 ・ 無 3 休日勤務 有 ・ 無
休日	
休暇	1 年次有給休暇（河北郡市広域事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条で定める日数） 2 特別休暇（上記同規則第14条で定める休暇及び日数）
給料・報酬額	月額 ・ 日額 ・ 時間額 円
その他手当	通勤手当（費用弁償）・時間外手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・特殊勤務手当・期末手当（1週当たりの勤務時間が20時間に満たない者を除く。）
退職に関する事項	1 自己の都合により退職する場合は、退職する30日以上前に届け出ること。 2 任期が満了したときは、当然に退職となる。 3 下記事項に該当する場合は、解職することがある。 (1) 勤務成績が良くない場合 (2) 心身の故障等により職務遂行に支障があった場合 (3) 公務員として相応しくない非行があった場合 (4) 地方公務員法第16条各号に該当した場合 (5) 死亡した場合 4 退職手当の支給 有 ・ 無
給料及び報酬の支給日	1 月額 当月21日 2 日額・時間額 翌月21日 ※上記支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い平日の日

社会保険の適用	1 健康保険 有（協会けんぽ・地方公務員共済）・無 2 厚生年金保険 有・無 3 雇用保険 有・無
災害補償	1 公務上の傷病（非常勤職員公務災害補償・労働者災害補償） 2 業務外の傷病（加入する社会保険による）
服 務	職員は、次に掲げる事項を遵守するとともに、職務の公共性を自覚し、能率の向上及び職場の秩序維持に努めなければならない。 (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条） (3) 秘密を守る義務（同法第34条） (4) 職務に専念する義務（同法第35条） (5) 政治的行為の制限（同法第36条） (6) 争議行為等の禁止（同法第37条） ※パートタイム会計年度任用職員については、兼業を行うことができます。兼業を開始した、または兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。
そ の 他	1 安全及び衛生に関する事項 職員健康診断及びストレスチェックの実施 2 休職に関する事項 次の場合のいずれかに該当するときは、「河北郡市広域事務組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります(地方公務員法第28条第2項)。 (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 3 その他 公務のため旅行した際の費用については、「河北郡市広域事務組合職員の旅費に関する条例」の定めるところにより、旅費（費用弁償）を支給します。

様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

このたび会計年度任用職員として任用されるにあたり、任用通知書の条件を了承し、地方公務員法に則り下記のサービスを遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行することを誓約いたします。

（サービス）

- 1 会計年度任用職員等は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 会計年度任用職員等は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。
- 3 会計年度任用職員等は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 会計年度任用職員等は、職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び河北郡市広域事務組合会計年度任用職員等及び任期付職員の任用に関する要綱に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 5 会計年度任用職員等は、上司の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 会計年度任用職員等は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

年 月 日

住所
氏名

印